

令和元年 9 月 27 日

各保育・教育施設等設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について（通知）

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

本市の保育士の定着支援策の一つとして、関係条例の一部改正（令和元年 10 月 4 日施行）を行い、国の通知による保育所等における「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（以下、「特例」という）」を実施することを可能とします。

つきましては、特例の内容、実施にあたっての必須事項及び留意事項について通知しますので、ご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 特例について

(1) 内容

各施設・事業の職員配置基準により、「子どもの数に関わらず保育士等（※1）を最低 2 人配置する」という要件について、特例により各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が 2 人を下回っている時間帯（※2、3）に限り、保育士等のうち 1 人を保育士資格や幼稚園教諭免許を有しない者（※4）とすることができます。特例を実施できる例については 別紙 をご覧ください。

- ※1 認可保育所及び小規模保育事業所 A 型は保育士、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園は保育士又は幼稚園教諭
- ※2 各年齢で定める配置基準により算定される数が 2 人以上の場合は特例の適用はできません。
- ※3 特例の対象となる時間帯は、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が 2 人を下回っている時間帯であれば、平日や土曜日の日中を含むこととします。
- ※4 子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（※5）、家庭的保育者
- ※5 「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」とは、特例を適用する施設で、常勤（月 160 時間以上勤務）換算で保育業務に 1 年以上（＝1,920 時間以上）従事した経験がある者としてします。なお、特例による従事を開始した日から 1 年以内に子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了してください。

(2) 特例を実施する際の必須事項

- ア 特例対象者の「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」であっても、保育の質を確保するため、特例による従事を開始した日から1年以内に子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了してください。
- イ 特例を実施する施設は、実施前に次の取組を実施してください。
 - (ア) 特例対象者を指導する保育士等の選任
 - (イ) 特例実施にあたっての園内研修（1（2）ウが十分に図られる内容及び事故時の緊急対応については必ず研修に含んでください。）
 - （ア）、（イ）については確認できるよう記録を保管してください。）
- ウ 特例を実施する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるよう、引継ぎにおける確認事項の徹底や職員ミーティングを適宜実施してください。

(3) 対象施設

認可保育所、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所A型

(4) 運用開始日及び実施期限

令和元年10月4日（条例施行日）から当面の間とし、実施期限を定めた場合には改めて通知します。

2 留意事項

- (1) 職員配置については、有資格者の複数配置を原則とし、必要な範囲で特例を実施してください。
- (2) 特例を実施する時間帯や特例対象者の確認については、各施設で行ってください。本市への届出は不要です。
- (3) 特例の実施状況については、令和2年度以降の定期監査のほか、本市として必要な場合に確認を行います。特例対象者であることが確認できる「子育て支援員研修修了証書」の写しや履歴書等は必ず確認できるように各施設で備えてください。
- (4) 特例での対応を開始する当面の間、保育士等のほかに複数の特例対象者を配置するといった対応をとること等、より安定的な保育となるよう工夫してください。
- (5) ハローワークや保育士・保育所支援センターでの求人募集など、保育士確保に、引き続き取り組んでください。
- (6) <小規模保育事業所A型>
特例対象者は小規模保育事業所A型の「安全な保育を実施するための職員雇用費」の対象となる保育士とみなすことはできません。給付費等の請求の際には、加算要件を確認の上請求してください。

3 子育て支援員研修について

子育て支援員研修（地域保育コース＜地域型保育＞）の受講については、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/div/1386/1386_0_2018kosodate.html）をご確認ください。

また、本市独自で子育て支援員研修（地域保育コース＜地域型保育＞）を令和2年1～2月頃に実施する予定です。詳細は別途お知らせします。

4 令和元年度限定の「保育士配置基準の特例措置」の廃止について【認可保育所対象】

令和元年度のみ対象としていた「保育士配置基準の特例措置について（通知）」（平成31年2月4日こ保運第2378号）の運用は 令和2年3月31日で廃止します。

5 横浜市延長保育事業実施要綱の改正について

今般の特例実施に合わせ、「横浜市延長保育事業実施要綱」を改正します。

（1）改正箇所

延長保育時間帯における保育に従事する職員の配置についての規定（要綱第7条）を改正します。

（2）改正内容

特例の対象施設（1（3）参照）については、現行の実施要綱において、延長保育事業に従事する保育士を常に2人以上配置することを規定していますが、特例を適用する場合はその限りではない旨を新たに明記します。

（3）施行日

特例の運用開始日と同日とします。

なお、改正後の要綱は、施行日以降に本市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/youkou.html>）に掲載予定です。

【お問い合わせ先】

こども青少年局保育・教育運営課運営指導係 荒木、金子

電 話：045-671-3564

F A X：045-664-5479

別紙

「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用する場合の例 (保育所の例)

●今回の特例は、条例上の基準において、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、対象となります。

例1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育士資格を有しない者（子育て支援員研修修了者等）でも配置可能となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
0歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	2	20	0.1
4・5歳児	4	30	0.1
	12		1.4

例2 特例の適用が認められない場合

必要な職員数は1.5人を四捨五入して、2人となり、この場合は、特例実施後でも、保育士2人の配置が必要となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
0歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	3	20	0.1
4・5歳児	6	30	0.2
	15		1.5

●横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第44条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

※実際の職員配置基準については条例上の配置基準に加え、要綱により上乗せした市の独自基準を設けています。